

令和8年度「困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業」公募要領

令和6年4月1日より施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）の附則第2条において、「公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。本調査研究では、女性相談支援センターにおける支援を受ける者の権利を擁護する仕組み、及び、支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みを構築するため、必要な方策や事項を明らかにすることを目的とする。

本調査研究を行う事業者を公募するので、以下の事項に留意の上、応募されたい。

1 実施主体（応募主体）

応募条件は、次の条件を全て満たす団体とする。

（1）法人格を有すること。

※ 複数の法人が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表法人とし、当該法人が応募すること。（連名による応募は認めない。）

（2）本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。

（3）本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。

（4）厚生労働省から補助金交付等停止を受けている期間中ではないこと。

2 対象業務

令和8年度困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業実施要綱（案）によるものとする。

3 補助基準額等

（1）補助基準額

21,692千円を上限とする。

（2）補助率

定額（対象経費の10／10相当）

（3）事業実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

※ 事業開始日までに令和8年度の政府予算案が成立していない場合や、本事業にかかる予算の決定状況によっては事業内容について変更が生じる可能性があることに留意

すること。その場合は、実施主体と厚生労働省の双方で、別途事業内容について協議し、決定するものとする。

(4) 補助対象経費

困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業を行うために必要な報酬、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費）、役務費（通信運搬費）、委託料及び使用料等

4 事業者の決定方法について

提出書類については、別に設ける令和8年度困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業評価検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、別添の令和8年度困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業に係る事業計画書等評価基準及び採点表により、厳正に審査を行う。

(1) 事前審査について

- 次のいずれかに該当する場合は、令和8年度困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業事務局（以下「事務局」という。）による事前審査において不採択とする。
 - ア 事業内容が「2」に定める対象業務と明らかに合致していない場合
 - イ 事業内容が営利を目的とする事業の場合
 - ウ 財務諸表等の会計書類から法人の経営状況に深刻な問題があると判断される場合
 - エ 「8」に定める提出書類が全て提出されていない場合
- また、次のいずれかに該当する場合は、応募書類を受け付けず書類を返却する。
 - ・ 法人格のない団体が応募している場合
 - ・ 複数の団体が連名で応募している場合
 - ・ 「10」の期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(2) 検討委員会による審査について

応募のあった事業のうち事前審査において問題がないものについては、検討委員会において総合的に評価を行い、その結果に基づき、採否を決定する。

5 応募に当たっての留意事項

(1) 応募主体について

「1」によること。

(2) 採択後の事業の進め方について

事業採択後は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室（以下「女性支援室」という。）と事前に協議を行ってから事業を開始するとともに、事業開始後においても、事業の遂行に当たっては、適宜、女性支援室と協議を行うこと。

(3) その他

- 事業実施計画書等は、審査後も返却は行わない。
- 事業実施計画書等の作成に要する経費は負担しない。
- 提出する事業実施計画書等の案は、1提案者につき、1点とする。
- 提出期限を過ぎてからの提出書類の追加提出や差し替えは認めない。ただし、事務局からの指示に基づくものは除く。

6 所要額内訳書の作成に当たっての留意事項

(1) 人件費について

- 本業務を実施するに当たって必要となる人件費を対象とし、団体の理事、取締役等の役員報酬は、補助の対象外とする。
- 人件費の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）

(2) 諸謝金について

- 諸謝金の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等まで明記すること。（例：審査委員会 ○,〇〇〇円×○人×○回=○○,〇〇〇円）
- 諸謝金の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）

(3) 旅費について

- 先進地等の視察を目的とした旅費は、補助の対象外であること。
- 旅費の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等をできる限り具体的に記載すること。（例：東京→大阪(新幹線) ○,〇〇〇円×○人×○回=○○,〇〇〇円）
- 旅費の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）

(4) 借料及び損料について

- 事務所、駐車場等の賃料については、補助の対象とする。

(5) その他

- 消耗品費の品目、単価及び個数を明示すること。
(例：コピー用紙 A4用紙○〇〇枚×○個 ○〇〇円×○個=○,〇〇〇円)
- 所要額内訳書に対象経費として計上しなければ、後に補助対象経費として認められないため、応募の際に漏れなく記入すること。
- 寄付金その他の収入等を充当する経費(補助金を充当しない経費)には、様式記載の際に下線を引くこと。
- 会計検査院の検査の対象にもなることから、本補助金の収入及び支出状況が判る通帳を適切に管理し、収入及び支出に関する証拠書類(契約書、旅費等の領収証)については、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、実施団体において保存すること。

7 補助金執行の適正性確保

- 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。
- 他の経費（団体の経常的経費又は他の補助金等）に補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。
- 本事業について、補助金を他事業に流用する等の不正事実が判明した場合には、当該団体及び不正行為を行った者が属する団体については、最長5年間、本事業の応募を認めない措置をとること。
- 事業の収支報告等の事業実績報告書については、厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があること。
- 事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に厚生労働省職員による現地調査を行う場合があること。
- 事業実績報告には、団体の監事等による本事業の監査結果報告書を添付すること。

（参考）

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（抜粋）

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用し、その他補助事業等にして補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の处分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

8 提出書類（※提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。）

（1）令和8年度困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業に係る次の書類

- 令和8年度困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業への応募について（別紙1） 1部
- 事業実施計画書（別紙2） ※法人名無し 7部
- 所要額内訳書（別紙3） ※法人名無し 7部
- 事業実施スケジュール表（年間）（別紙4） ※法人名無し 7部
- 人件費、諸謝金及び旅費の支給基準（法人の内規）（様式なし） 1部

（2）法人の概要、活動状況に係る次の書類（地方公共団体は提出不要）

- 定款（様式なし） 1部
- 役員名簿（別紙5） 1部
- 法人の概況書（別紙6） 1部
- 事業報告書等法人の活動状況がわかる資料 1部
→ 冊子による提出は不可。（分量が多い場合は、法人の事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可。）
- 下記の①～⑤の書類について、該当する場合当該書類（写） 1部

- ① 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

※労働時間の基準を満たすものに限る。

- ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する 法律（令和元年法第 24 号）（以下、「令和元年度改正法」という。）による改正後の女性活躍推進法第 12 条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する基準適合認定一般事業主認定通知書（別紙 2）

- ③ 次世代法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

なお、くるみん認定については、以下の（ア）～（オ）があることに留意すること。

- （ア）次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）（以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年 改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定

- （イ）次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は改正省令附則第 2 条 第 2 項の規定に基づく認定（ただし、（ア）の認定を除く）

- （ウ）次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。） 第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定

- （エ）プラチナくるみん認定

- （オ）トライくるみん認定

- ④ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

- ⑤ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

- 従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある場合のみ提出すること）

※表明書については、別紙様式 7-1 又は 7-2 の内容が具備されていれば、任意様式で差し支えない。

（3）法人の経理状況に係る次の書類（地方公共団体は提出不要）

- 令和 8 年度収入支出予算(見込)書抄本（様式なし） 1 部

- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録等）、監事等による監査結果報告書（写）（様式なし） 1 部

※ 上記の様式（別紙 1 ～別紙 7）の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードすること。

（4）事業実施計画書等の作成に当たっての留意事項

- （1）において、「法人名無し」としている書類については、法人名、ロゴマーク等を

一切記載せず、提案者（事業の一部を委託する場合は、委託先を含む。）が特定できないよう最大限の配慮を行うこと。

- 事業実施計画書は、令和8年度困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業に係る事業計画書等評価基準及び採点表を踏まえて作成すること。
- 事業の一部を委託する予定がある場合については、委託先に係る（2）及び（3）に定める書類を併せて提出すること。

9 説明会の日時及び参加手続き

- 2月4日（水）14時00分よりオンライン説明会を開催する。
- 参加希望者は2月3日（火）17時までに問い合わせ先のメールアドレスに連絡すること。（送付する際はメールの件名に必ず「【法人名】説明会参加申込（令和8年度困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業）」と入れること。）
- 参加方法等の詳細については、参加申込者に個別に連絡する。

10 提出期限

令和8年2月20日（金）

※ 提出期限を経過して提出された場合は、受け付けない。

11 提出方法

受付時間

開庁日の10時から12時、13時30分から17時とする。来省する日時は事前に連絡すること。
郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、下記宛に提案書類の受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

<宛先>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室 調整係

12 問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室 調整係

電話 代表：03-5253-1111(内線4586)

メール：josei-sien01@mhlw.go.jp